

乙第4号証の2

改正地方制度資料 第2巻

日本図書センター

凡例

一、本書は、一九四七～一九五五年に刊行された『改正地方制度資料』(全14冊)を底本とし、全2回記述、全14巻で復刻するものである。

一、第一回記述の底本は以下の通りである。

- 第1巻 内務省編『改正地方制度資料 第一部』内務省、一九四七年
第2巻 内務省編『改正地方制度資料 第二部』内務省、一九四七年
第3巻 内務省編『改正地方制度資料 第三部』内務省、一九四七年
第4巻 内事局編『改正地方制度資料 第四部』内事局、一九四八年
第5巻 内事局編『改正地方制度資料 第五部』内事局、一九四八年
第6巻 地方自治庁編『改正地方制度資料 第六部』地方自治庁、一九五一年
第7巻 地方自治庁編『改正地方制度資料 第七部』地方自治庁、一九五一年

*第1・2巻は、『改正地方制度資料 第一部』を分冊したものである

一、復刻は、それぞれの底本の事から與付までを原寸で取めた。

一、本書中の印刷不鮮明な箇所や明らかに誤植と思われる箇所がある場合も、底本通りとした。

一、本書中に不適切な表現がある場合も、学術資料としての性格上、底本通りとした。

*某1巻数ページより譲り

○都政府委員 町村會議案付議サレマス場合ニハ、概系町長が議案ヲ致シマス、其ノ外ニ議員ノ發議ニ依リマス場合ニハ議員が議案ヲ作成致シマス、サウシテ此ノ場合ニハ住民ノ議案ノ制定ノ請求が認ヌランテ居リマスカラ、住民が請求ノ際ニ持ツテ參リマスモノラ原案ト稱スルノアリマシテ、唯是が形式的ノ過失等外、或ル湯舎ニハ斯う云々請求ノ際ニハアラサト恩ビマスノテ、遂旨ニ反シテイ限リ町村長方ア修正シテ付議致ス、斯ウ云コトニ致シ多謝アリマス。

○小野(眞)委員 其ノ次ハ七十四條ノ三アリマス、町村會ニ於テ町長不信任ヲ議決ヲ爲シタルトキヘ町村長ハ内務大臣ニ對シ町村會ノ解散を請求スルコトアリ。此ノ場合ニ於縣會ノ於縣知事不信任ヲ決議シタル場合モ、解散ハ内務大臣ノ權限ニ屬シテ居ル、町村會の場合ニモ是亦内務大臣ニ權限アリヘルト云フセドナシニ、町村會ノ不信任決議シタル場合ニハ、之ヲ縣知事ニ解散權アリヘルコト方相應ハシイシテハナイカト恩ビマスガ、如何テゴザイヤスカ

○都政府委員 解散申シマスモノハ、當該ノ決議機關ノ體成ヲ解消致スモノアリマシテ、是ハ事柄トシテ極メテ重大アリマスノト同時ニ、全國的ニ誠ル程廣く禍騎ア制衡サレナレバアラナイ場合ヲ多イシテアリマス、今マ

デノ解散事由等付テモ、左様ア點ノ情態サレル場合が多々アルゾアリマス、丁度國會ノ解散方事實總理大臣ノ奏請ニ依クテ行ハレルモノアリマスケレドモ、天皇ニ屬シテ居リマスヤウニ、是ハ廣イ全體ヲ見マシタ立場ニ於テ決定歌スコトガ必要テアルト云コトデ、今マテモ内務大臣ガ解散ヲ歌スヤウニ相成シテ居リマス、其ノヤウナ意味合ニ於キマシテ、請求ノ場合モ、對象ヘ内務大臣シテ居ル譲アリマス。

○小野(眞)委員 是ハ私ハ重大チ問題ダト思フノデスガ、今マテノ附縣知事ハ官吏アリマシタシ、是ハ下サテモ全カツクアズガ、是カラン附縣知事ハ公選サレタ知事デゴザイマシテ、官吏ニナルカ公吏アルカハ別ト歌シマシテ、兎ニ角ノ附縣ノ住民ノ絕對信任ヲ奪ビテ現ヘテ派タ知事アリマス、隨て官吏アル内務大臣ニ此ノ權限ヲ持タスコトガ時勢ノ本旨ニ通フカ、公選サレタ—此ノ間中ノ大臣ノ説明ニ依リマスハ、民主性ニ富ンダ其ノ長官ニ、附縣知事ニ權限アリヘルカト申シマスト、私ハ何レノ町村會ニ於キマシテモ、附縣知事ニ依クテ解散ヲ命ぜラレル方ガ、寧ロ書シテ之ヲ受ケ得ルト云フ感シテ持ツテヤナイカ、斯ウ云ク氣持ツテ居リマス、内務大臣アルト云フコトガ今マテノ附縣知事ニ比較シテ適當アルカセ知レマセスガ、繰返シテ申シマスルガ、知事ノ場合ハ

九 基の他の参考資料

(ロ) 地方制度改正関係参考資料

目次

総括的項目

- 一 地方制度改正の根本方針は何か。
- 二 議論権をもつ公事の議会区域内における被選挙権を制限せず、又その選舉運動を禁止しないこととすれば、選舉の公正を害することになりはしないか。
- 三 地方制度改正は新選法施行後に於いて全くあらたなる觀點より行べきものと考へるがどうか。
- 四 今後地方制度の改正案は、現行憲法の下に於ける改正であるために選行憲法にも副は不適憲法の精神から言つても不充分であり常に不徹底な改正に終つてゐると思ふがどうか。
- 五 府県の廢合を行ふ考へはないか。
- 六 大臣に都構を施行する考へはないか。
- 七 特別市制の實施に対する所見はどうか。
- 八 地方事務所は直に廢止すべきものと考へるがどうか。
- 九 市町村長の公選に対する方針如何。
- 十 市町村の合併及び分離に対する方針はどうか。

施行するには適當ではないとするがどうか。

- 十一 地方議會の住民の權利義務に関する事項
 - 一 地方議會の住民の選舉に參與する權利を特に規定した理由及びその意義は何か。
 - 二 條例又は規則の開票率を認めた理由及びその意義は何か。
 - 三 地方議會の事務の監査の請求権を認めた理由及びその意義は何か。
 - 四 地方議會の解散請求権を認めた理由及びその意義は何か。
 - 五 地方議會の主要な職員について解職の請求権を認めた理由及びその意義は何か。
 - 六 地方議會の選舉人に對し直接參政の途を拓いたのは地方議會を輕視する思想と相違じ延いて代議政治を否定し、直接行動を誘發し民主政治の健全な發達を阻害する虞がないか。
 - 七 選舉人に對する直接參政の途を拓いたのはよいがその實際の結果を考へて選舉権の弊を説教し取捨のつかないことになりはしないか。
 - 八 公民権及び名譽職の制度を廢止した理由は何か。
 - 九 公民権及び名譽職の制度を廢止するには地方民の多年慣習ある自治の根本を破壊しては憲法第十八

十二 地方議會との職員組合との團體協約はいかなる程度で結ぶるか。

十三 府縣知事の公選に伴ひ選州廳を設置すべきではないか。

第一 地方議會の區域に関する事項

- 一 地方議會の議會分立及び区域の變更に関する處分について、關係ある市町村會等の議決を経ることを必要とした理由は何か。
- 二 意定草案第十九條に定める地方議會の權能と現行制度に規定する地方議會の權能との間に何等か差異があるか。
- 三 地方議會の区域の變更に関する處分については總て市町村會等の議決を経ることを必要とした結果市町村の合併等を愈々困難とならしむはしないか。
- 四 北海道に府縣制を施行する理由は何か。
- 五 現行の北海道會委及び北海道地方費法と府縣制との間にどんな差異があるのか。
- 六 北海道を數府縣に分割する考へはないか。
- 七 北海道に府縣制を施行する結果これにどんな影響を及ぼすこととなるか。
- 八 北海道の特殊事情に鑑みこれに府縣と同一の制度を

十八條に依る地方自治の本旨にも反する事になりはしないか。

九 公民権及び名譽職の制度の廢止は大都市等については更も角町村については實情に即しないことになりはしないか。

十 都民又は市町村民の制度と全民との間に何等か差異があるか。

十一 公民制度を廢止した結果都の本的性格に變じて生じたと考へよいか。

十二 條例又は規則の制定請求その他の選舉人の請求の際に連署中に「監署名」無権利者の看名又は許監署名があつた場合にはいかに處理するか。

第三 地方議會の組織及び選舉に関する事項

- 一 議員の定数を減少し又はこれを増加する考へはないか。
- 二 議員定数の最高限を撤廃し、人口數に應じてこれを増加せしめるとしてはどうか。
- 三 選舉權の年齢を引下げた理由は何か、被選舉權の年齢を選舉權の年齢と同じにしない理由は何か。
- 四 選舉權の年齢を十八歳に引き下げてはどうか。
- 五 選舉權の要件たる居住期間を六ヶ月に縮短した理由は何か。

の公務を擔當する権利を有し又これを擔當すべき法律上の義務を負ひ、正當の理由なくしてその義務に違反した場合には、全民権停止の處分を受ける事が異つてゐるに過ぎない。併し乍ら今日の實際より見て、或て市町村民に對して法律上の義務として公務を擔當せしむる必要はなく、又實際に公権停止の處分を課した事例も少ひので都民や市町村民については、このやうな義務を負担せしむるがつたのである。

問二二一 公民制限を廢止した結果、都の基本的性格に變更を生じたと考へてよいか。

答 都公民の制限は京都の基盤的地域團體としての性格に由來するものであるが、今固にこれを廢止しても都の基盤的地域團體としての性格に變更に別へねまいかから、都の基本的性格に變更を示すことはない。唯從來基盤的地域團體たる都又に市町村の基本的構成要素であつた全民制度を一般に廢止したのであるから、今後は基盤的地域團體と複合的又は内部的地方團體との差異は地域的要素の點のみとなつたのであるつて都も従つてかうな意味の選擇的地域團體となることになる譯である。

問二二二 條例又は規則の制定請求その他選舉人の請求の際の選舉中に二重署名、無權利者の署名又は詐

偽署名がもつて場合にはいかに處置するか。

答 條例又は規則の制定を請求する場合には請求書の様式を定め、その中に選舉人の氏名、住所、生年月日及び性別等を記載せしめ、これを市町村民投票場に提出して選舉人名簿と對照して選舉權の有無を審査させる所であつて、この對照用として選舉人名簿の原本を作製して證明には一枚契印させる慣習であるから、これによつてその二重署名及び無權利者の署名は完全に防止することが出来るものと思ふ。たゞ詐偽の署名がもつた場合の處置に付てはこれを防止するために、特別な罰則の規定を設けにあら國もあるが、詐偽署名は刑選上を管轄等を構成するものであるからこれによつて處罰することとし、特に新刑を設けるかどうかは未だ全く経験がない事であるが、今後の實際の経験に倣しを上で決して參りたいと存じてゐる。

第三 地方議會の組織及び選舉に關する事項

問二二三 議員の定數を減少し又はこれを増加する考へはないか。

答 地方議會の構成員が、餘りに多數に上ることは人材主義の見地から、又議員に対する社會的評價、議員の責任心、會議體としての機能等の上から適當と認め難いので、議員は餘りに多くない方が良いと云ふのが所

謂科學的行政管理の精神のやうであり、現に米國の市政においてはこの見地から極端に市會の定員を減少してゐる。然るに、我が國の地方議會の如く執行機關たる地位を全然持たない純粹の議決機關である場合は、餘りに定數を減らすことでは余程の問題を十分反映しないと云ふ一面の懸念も出て来るので、これらの方點をかれこれ考へ合はせ、議員定數は、先づ現状を以て妥當なものと考へ、特にこれを増減しならうこととした次第である。

問二二四 議員定數の最高限度を撤廃し、人口數に應じてこれを増加せしめるに至りしがどうか。(都一〇、府縣五、市二三、町村一)

答 地方議會の議員の定數を一定の率によつて、人口の増減に伴つて割合なく増加することに対する都市の人口の増加と共に議員の定數が多數に上り、警限のない結果となる虞がある。又一般に會議體の構成員が餘りに多數に上ることは、人物主義の見地から、また議員に對する社會的評價、議員の責任心、會議體としての機能等の上から適當と認め難いので、議員は餘りに多くない方がよいといふのが一般の輿論でもあると思はれるし、また近來の一般的傾向のやうに考へる。而して戰災、震災等により人口の集中が緩和された今日

においては、實際上も現在の制限として支障があると考へられない。以上の理由によつて議員定數の最高限はこれを撤廃する筈はない。

問二二五 選舉權の年齢を引き下げた理由は何か。被選舉權の年齢と選舉權の年齢を同一にしない理由は何か。

答 最近の教育文化の普及同上。近來の青年の社會經濟的活動の實際率に徴し、また戰爭中前線統後を通じて各方面における純真にして且熟練な活動振りから考へて、成年に達した國民は國政參與の能力と責任觀念において些ち缺くることのないと認められるのみならず、又清新灑落とする青年が政治に參與することは、歐風の空氣を一新し國家の再興に寄與する所が頗る大きいと考へて、先般の衆議院議員選舉法の改正の際選舉權の年齢を二十年に引き下げたのであるが、地方公共團體についても、その事情は全く同様であるから、その選舉年齢をこれと同一の二十年に引き下げた譯である。しかしながら議員となり或は市町村長の公職に就いて、複雜參與を公務に拂り誤りをきを期せしむる爲には、相當の知識や豊富な経験を必要とし、特種の者は別として、一般に成年に達したといふ条件では未だ不充分と考へられるので、被選舉權の年齢は二十五年としたわけである。

見ても到底不可能であるから、地方當局に一應の基準體を與へることとして選舉事務執行に過誤を生むる所存である。この場合に於いて有効に當選者となつたものでも事實の基準により資格を失ふことあるべきは參議院議員の場合と同様の取扱ひとした。

問　名簿脱落に対する處置はどうか。

答　過誤も參議院議員總選舉に際し全國的に相當多數の名簿の脱落を生じたことは既に過誤の次第であった。今回の名簿調製は戰爭に起因する幾多の特殊事件が累積したため生じたものであつて固より單に名簿詐欺當選者の危険のみに警すべからずではないか、苟くもこれが爲め多數の有権者をして選舉權行使の機會を失はし得るに至つたことに對しては深く責任を擔保すべきは當然であるので、直ちに地方當局に於いて通牒を發して選舉の意を表明すると共に、明らかに危険と過誤ありと認められた者がありとすれば、その責任を追及してこれを處分することが命じ付せて常ににおける戒心と首領を促した次第である。これにより名簿の集團脱落調製上明かに過失ありと認めたる森林市等の場合においては、これが最高責任者である市長以下に對し如何が過誤金處分に附した事例がある。

地方政府としてはこの名簿の脱落を補正する手段を講

じ、取り敢へず去る四月二十三日ボックム勅令に基く内務省令を公布し、それ以後に行はれる再選舉等に際し隨時に名簿を調製して候選者を登録する途を折いたのであるが、更に今回は根本的な御正手段を講じあらたに選舉人名簿を調製して、選舉人と正確適切に把握することと共に複数名を兼ねて一つの基本名簿として、今秋の地方議會の議員の選舉等その他の選舉に備へじめらるため、明後參議院議員選舉人名簿等の臨時特別に關する法律案を提出することとしてゐる次第である。

昭和十二年十月十日印
昭和十二年十月廿五日發行

(非賣品)

編纂所
行

内務省

改正地方制度資料 第2巻

発行者 高野義夫
発行所 株式会社 日本国書センター

〒112-0012 東京都文京区大塚 3-8-2.

電話 営業部 03(3947)9387 出版部 03(3945)6448

<http://www.nihontoshop.co.jp>

印刷所 株式会社 荒光
製本所 東和製本 株式会社

ISBN978-4-284-50235-1 C3531 (第1回配本・全7巻)

ISBN978-4-284-50237-5 C3531 (第2巻)

2011 Printed in Japan.